

厚生年金保険法の標準報酬月額等級区分の改定等に関する 政令案（仮称）の概要

1. 改正の趣旨

厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「法」という。）の規定に基づき、令和 2 年 9 月 1 日から適用する標準報酬月額の等級区分について、現在の最高等級の上にさらに 1 等級を加えるための必要な読替えを行うとともに、同日から適用する標準賞与額の最高限度額を定めるもの。

2. 改正の内容

（1）標準報酬月額の等級区分について

法第 20 条第 1 項に規定する標準報酬月額の等級区分について、同条第 2 項の規定に基づき、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、現行の最高等級（第 31 級：620,000 円）の上に、さらに 1 等級（第 32 級：650,000 円）を加えるための必要な読替えを規定する。（第 1 条）

（2）標準賞与額の最高限度額について

標準賞与額の最高限度額を 150 万円（現行と同額）と定める。（第 2 条）

※ 法第 24 条の 4 第 1 項に規定する標準賞与額の最高限度額については、法第 20 条第 2 項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額とされている。

（3）所要の経過措置について

所要の経過措置を定める。（附則第 2 条）

3. 根拠法令

法第 20 条第 2 項、第 24 条の 4 第 1 項及び第 100 条の 15

4. 公布日・施行期日

公布日：令和 2（2020）年 8 月下旬（予定）

施行期日：令和 2（2020）年 9 月 1 日（予定）